

令和 8 年

第 1 回

# 富里市農業委員會議事錄

令和 8 年 1 月 9 日 (金)

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第1回）

日 時 令和8年1月9日（金）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 相 川 克 義

議 事 1 議事録署名委員の指名

2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

4 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について

5 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

農業委員

出席（7名）

1番	欠員	2番	田口	榮一
3番	秋元和子	4番	森田	孝子
5番	伊井義則	6番	塩澤	英一
7番	津田博明	8番	相川	克義

欠席（0名）

◎開 会

議 長 これより令和8年第1回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は7名中7名ですので、会議は成立しております。

(午後4時05分)

---

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

伊井 義則 君、塩澤 英一 君、以上の諸君にお願いします。

---

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

津田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

津田委員 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は津田です。概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地の位置は、富里第二工業団地にある株式会社アルバックから南に約200メートルに位置し農振農用地です。進入路は確保されています。自宅からの通作距離は約2キロメートルです。権利者は70歳で従農者は2人です。トラクターにより耕されており、適切に管理されていました。自己所有の農地が隣接しているため効率が良い。取得後は落花生、人参等を作付けする予定です。農機具等は一式完備されております。以上のことから効率的に利用されると判断します。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定いたしました。

---

議 長 次に、所有権移転2を議題とします。

津田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

津田委員 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転2について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は津田です。概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地の位置は、富里第一小学校から南へ約300メートルに位置し畠として利用されていました。申請地は権利者の住宅の敷地と隣接しています。取得後はネギ、ナス等を作付けする予定です。以上のことから効率的に利用されると判断します。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

#### ◎議案第2号

議 長 日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

伊井委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

伊井委員 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は伊井です。概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地の位置は、富里市クリーンセンター付近に位置します。転用事由としては、専用住宅です。土地選定としては、小学校、中学校、高等学校に近く、鉄道網のない富里市において

て、成田駅を経由するバス路線を使用できることや、希望していた規模の面積が確保できる土地であるためとのことでした。農業振興地域除外関係につきましては、平成10年6月10日付けで全体見直しとなっており、資金関係については、事業に必要な資金を上回る額の残高証明と融資証明の書類確認をいたしました。工事期間中については仮囲いなどの安全対策を行い、土砂の流出、粉じん等の防止に努めます。雨水の処理は敷地内浸透、上水は公共上水道に接続し、汚水や雑排水は浄化槽を設置します。以上のことから、本案件は許可相当と思われます。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

---

議 長 次に、所有権移転2から6について、関連がありますので、一括議題といたします。

採決は、所有権移転2から6については、分割して行います。

塩澤委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

塩澤委員 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転2から6について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は塩澤です。概要は議案書のとおりです。申請地の位置は、セブンイレブン富里インター店から北へ約300メートルに位置し、現況は畠で農地種別は第1種農地です。転用事由としては、建築条件付売買予定地です。資金関係については、事業に必要な資金を上回る額の残高証明と融資証明の書類確認をいたしました。工事期間中については仮囲いなどの安全対策を行い、土砂の流出、粉じん等の防止に努めます。雨水の処理は敷地内浸透、上水は公共上水道に接続し、汚水や雑排水は浄化槽を設置します。以上のことから、本案件は許可相当と思われます。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより所有権移転2について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

---

議 長 次に、所有権移転3について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

---

議 長 次に、所有権移転4について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

---

議 長 次に、所有権移転5について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

---

議 長 次に、所有権移転6について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

---

◎議案第3号

議長　日程第4　議案第3号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案第3号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について、御説明いたします。本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、令和7年12月22日付けにて、富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案の適否についてを依頼されたものです。内容につきましては、次第の9ページから16ページに記載のとおりです。

説明は、以上です。

議長　ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

---

◎報告第1号

議長　日程第5　報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

事務局　報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御説明します。次第の17ページから20ページに記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

説明は、以上です。

議長 報告第1号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

ないようですので、了解いただきたいと存じます。

---

◎閉会

議長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後4時21分)

議事録署名委員

会長

署名委員

署名委員